

新製品

有機溶剤等を使用する作業場・ 粉じん作業を行う作業場の

正しく
保護具を
使用して
元気に
働こう！



安衛則改正に 伴う新製品

★労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号）により、有害物の有害性等に関する掲示内容の見直しが行なわれました。これに伴い、有機溶剤を使用する作業場・粉じん作業を行う作業場の有害性等の掲示内容が変更になり、**改正法令の追加項目である疫病・症状・使用するべき保護具等の掲示が義務付けられました。**

標識板

■サイズ：600×450㎜（穴4スミ）
■材質：クリーンエコボード製

New

有機溶剤等使用の注意事項

【有機溶剤中毒予防規則 第24条に定める掲示】

有機溶剤名

1.有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	症 状

2.有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさげること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

3.有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

4.次に掲げる場所では有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第十三条の二第一項の許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
- ロ. 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であって、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- ハ. 第十八条の二第一項の許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
- ニ. 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
- ホ. 第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
- ヘ. 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
- ト. 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

使用するべき呼吸用保護具

- 有機ガス用防毒マスク
- 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器（緊急時）



P90

該当する作業や使用するべき保護具に
☑チェックマークをいれてご使用ください。

P91

1.の疾病の種類とその
症状はJNIOSHのサイト
をご参照ください。



有機溶剤

一般社団法人日本標識工業会監修の下、掲示の内容をまとめています。

日本標識工業会 法令改正特設サイト



粉じん

標識板

■サイズ：600×450㎜（穴4スミ）
■材質：クリーンエコボード製

New

粉じん作業を行う作業場の注意事項

【粉じん障害防止規則 第23条の2に定める掲示】

粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類：気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、
続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん

症 状：せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

粉じん等の取扱い上の注意事項

- (1) 局所排気装置等を設置すること。
- (2) 水をまくなどして、粉じんの発生を抑えること。
- (3) 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。
- (4) 定期的かつ頻りに作業場を真空掃除機又は水洗等の方法で清掃すること。
- (5) 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。
- (6) 風上で作業を行うこと。
- (7) 必要に応じて保護めがねを着用すること。
- (8) 定期的じん肺健康診断を受けること。

次の場合は有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第七条第一項の規定により第四条及び第六条の二から第六条の四までの規定が適用されない場合
- ロ. 第七条第二項の規定により第五条から第六条の四までの規定が適用されない場合
- ハ. 第八条の規定により第四条の規定が適用されない場合
- ニ. 第九条第一項の規定により第四条の規定が適用されない場合
- ホ. 第二十四条第二項ただし書の規定により清掃を行う場合
- ヘ. 第二十六条の三第一項の場所において作業を行う場合
- ト. 第二十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場合
- チ. 第二十七条第一項の作業を行う場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合及び第二十七条第一項ただし書の場合を除く。）
- リ. 第二十七条第三項の作業を行う場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）

使用するべき呼吸用保護具

- 防じんマスク
- 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器



法令特設サイトへ

特約販売店